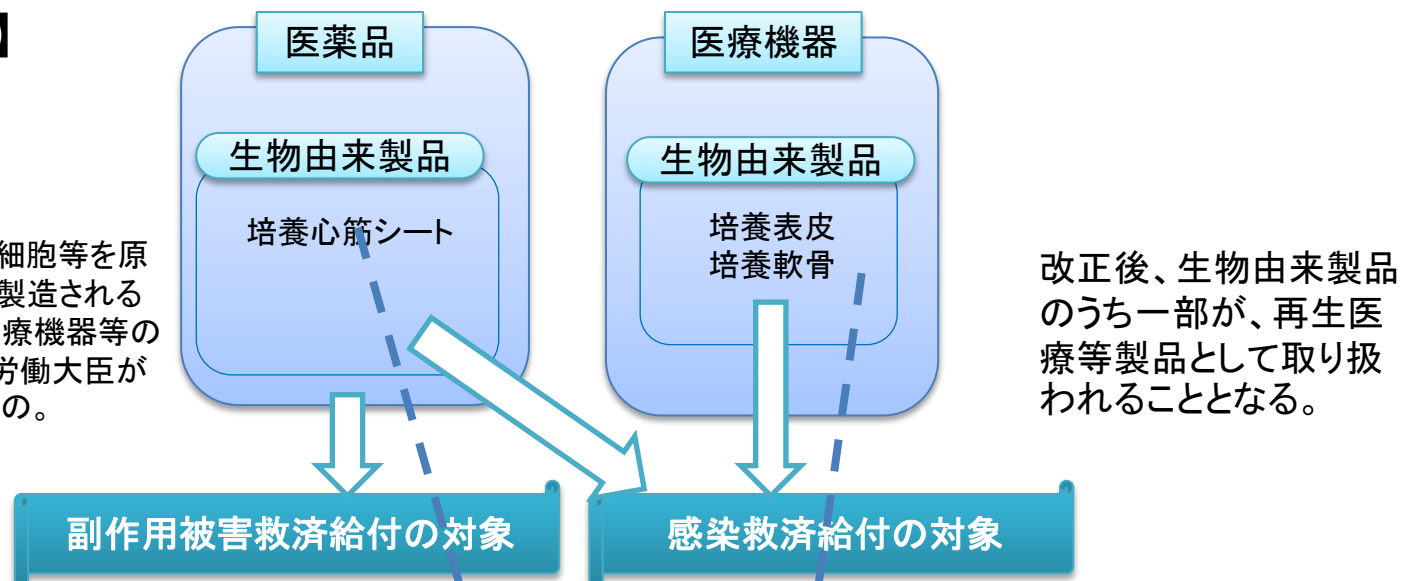


再生医療等製品と健康被害救済制度の関係

【現行】

ヒト由来の細胞等を原材料として製造される医薬品、医療機器等のうち、厚生労働大臣が指定するもの。



改正後、生物由来製品のうち一部が、再生医療等製品として取り扱われることとなる。

【改正後】

